

# 国立市区町村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和2年 度の人件費率
令和 3年度	人 76,317	千円 34,182,290	千円 1,031,250	千円 5,639,390	% 16.5	% 14.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

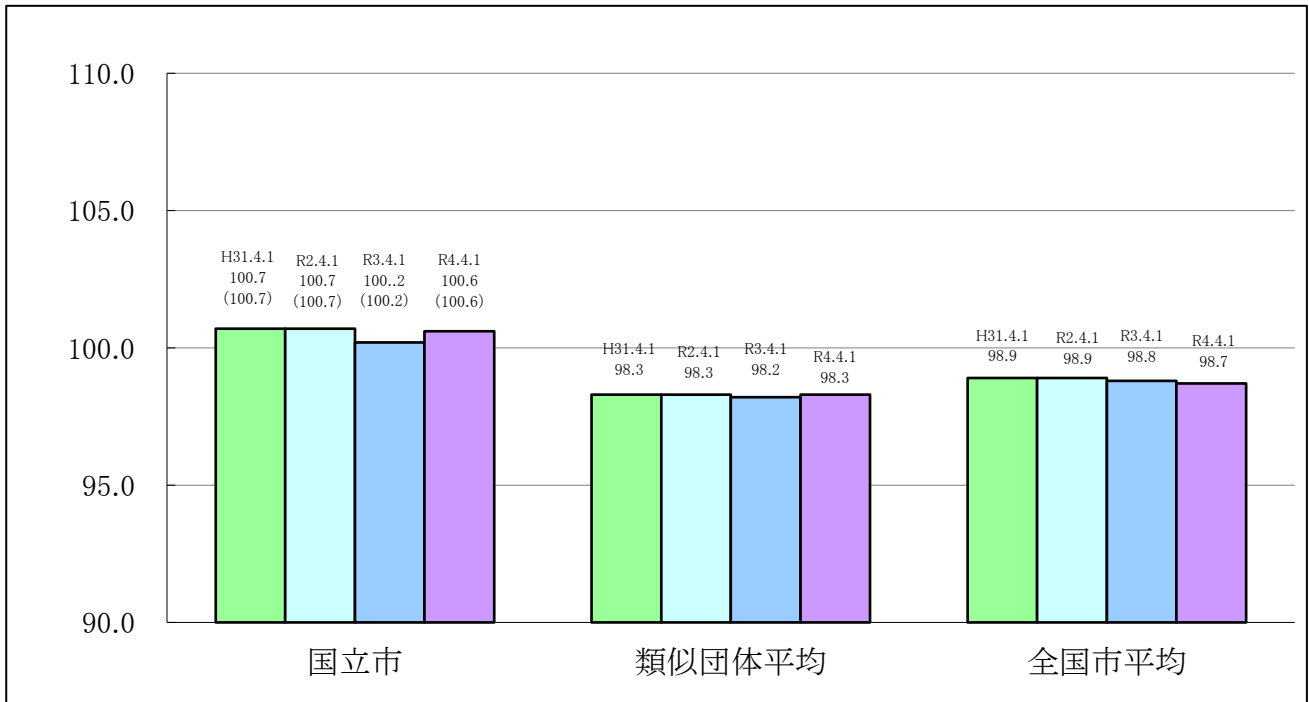
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 457	千円 1,598,643	千円 572,302	千円 748,982	千円 2,919,873	千円 6,389	千円 6,120

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③ラスパイレス指数が100を超えているが、東京都の給与表に準じている他、これまで東京都人事委員会勧告に基づき給与水準の見直しを実施してきている。現給保障職員の在籍や職員構成の変動(比較的若い職員の管理職登用や係長昇任)が、100を超えている要因。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

### ① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

激変緩和のため、1年3カ月(平成28年6月30日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 15%に対し、国立市においても 15%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合									
	平成 26年度	平成 27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準による 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
国立市の 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

- ・ 勤勉手当の支給において、算定基礎から扶養手当を除外して支給。
- ・ 55歳超職員の昇給停止。（人事評価結果によるのみ昇給）。
- ・ 永年勤続特別昇給の廃止 ※一般職員のみ経過措置あり

(6)特記事項

なし。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国立市	40.1歳	319,896円	434,937円	391,852円
東京都	42.3歳	316,417円	453,549円	398,484円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.5歳	309,908円	392,862円	356,010円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
国立市市	61.0歳	5人	283,040円	333,991円	332,491円	—	—	—	—
うち清掃職員	61.0歳	2人	296,500円	348,224円	340,975円	廃棄物処理業	47.0歳	306,000円	1.13
うち学校給食	60.0歳	2人	299,900円	351,135円	348,335円	飲食調理従事者	41.2歳	292,500円	1.20
うちその他	63.0歳	1人	****円	****円	****円	—	—	—	—
東京都	50.4歳	1,275人	288,149円	—	388,159円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	18人	321,235円	375,706円	353,127円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
国立市	—	—	—
うち清掃職員	5,478,461円	4,266,500円	1.28
うち学校給食	5,591,669円	3,896,600円	1.43
うちその他	****円	円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年平均)。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		国立市	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	182,200円
	高校卒	145,600円	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	143,000円	143,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

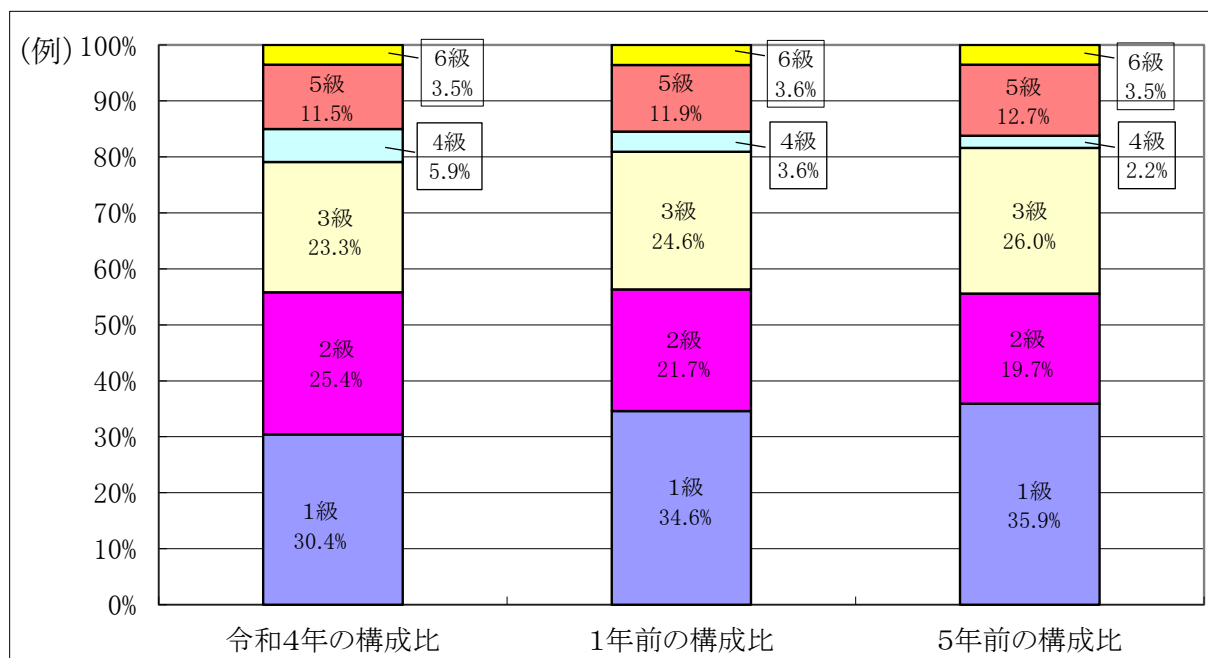
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	307,045円	431,625円	390,825円	398,857円
	高校卒	276,600円	—	—	389,700円
技能労務職	高校卒	—	—	—	271,800円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

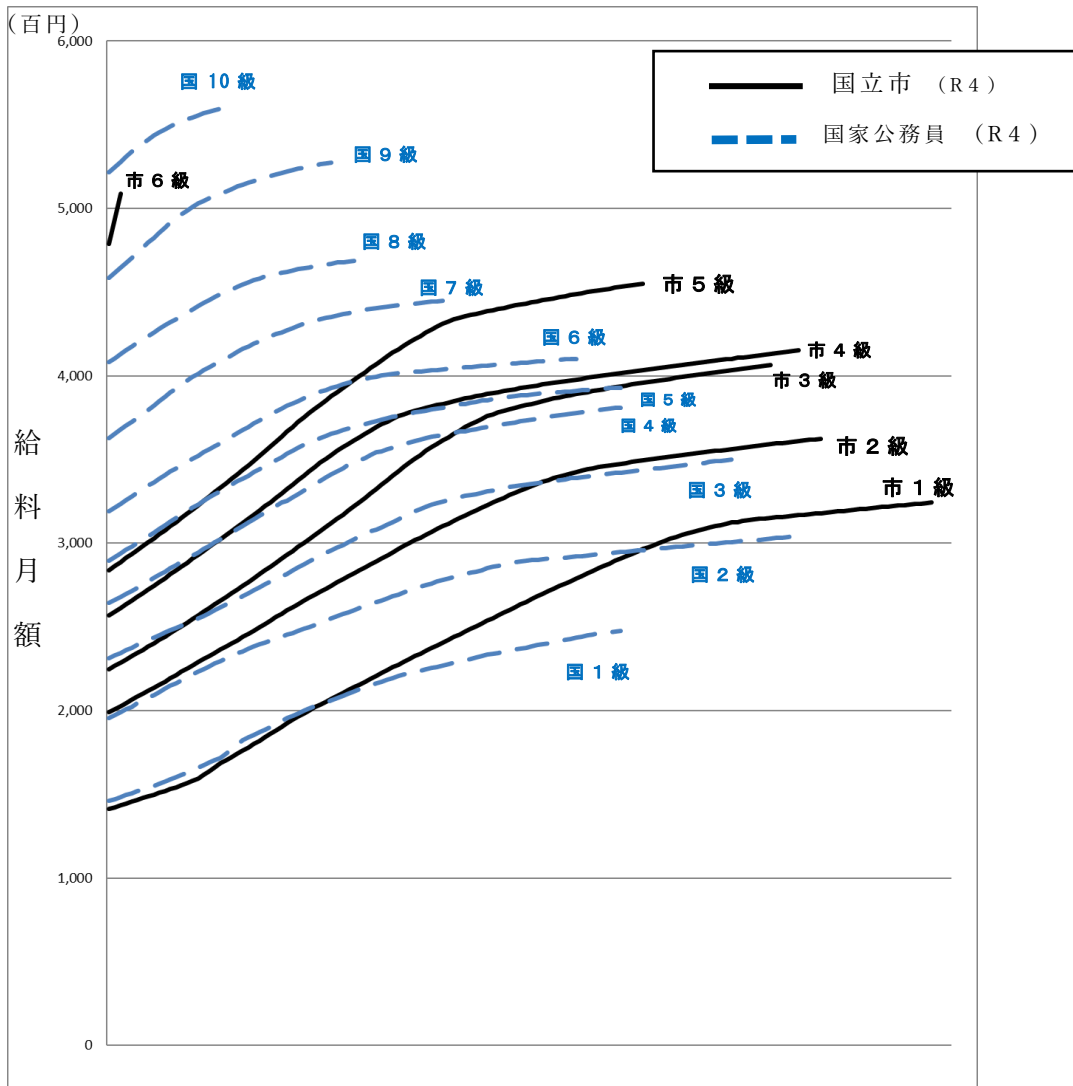
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長、参事	12人	3.5%	479,000円	508,900円
5級	課長、主幹	39人	11.5%	284,000円	455,000円
4級	課長補佐	20人	5.9%	256,800円	415,100円
3級	係長、主査	79人	23.3%	224,800円	406,400円
2級	主任	86人	25.4%	199,100円	362,500円
1級	主事	103人	30.4%	141,300円	324,300円

- (注) 1 国立市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 再任用職員（フルタイム及び短時間勤務時間）の職員は除いている。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（国立市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

国立市	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,664千円	—	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.05月分 （1.35）月分 （1.00）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.05月分 （1.35）月分 （1.00）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注） 1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 支給割合は管理職以外の一般職の割合を記載。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（国立市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

国立市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.0月分	23.0月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.5月分	30.5月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.0月分	43.0月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.0月分	43.0月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例（割増率2～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例（割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額 2,751千円 27,041千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		264,052千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		523,912円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
国立市	15%	504人	15%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		33,600円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		5,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		1.1%		
手当の種類（手当数）		13件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （3年度決算）	左記職員に対する支給単価
昆虫等駆除作業手当	業務に従事した職員	危険又は有害な昆虫等の駆除作業	33,600円	1件につき700円
行旅病人等取扱手当	業務に従事した職員	行旅病人等の取扱い作業	0円	1件につき1,000円
	業務に従事した職員	行旅死病人等の取扱い作業	0円	1件につき2,000円
動物死体処理手当	業務に従事した職員	動物の死体処理	0円	1件につき300円
伝染病予防消毒作業手当	業務に従事した職員	伝染病の予防又は消毒処理	0円	1件につき500円
	業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の身体に接触して行う作業	0円	1件につき1,500円
	業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者に一定時間にわたり近接して行う作業	0円	1件につき1,000円
滞納整理手当	業務に従事した職員	督促状の指定期限を超過した市税及び国民健康保険税の徴収	0円	現年度分 1件につき4円 徴収金額1,000円につき5円 滞納繰越分 1件につき7円 徴収金額1,000円につき7円
		不動産及び動産の差押処分	0円	1件につき10円
	業務に従事した職員	使用料等の未納金の徴収	0円	日額200円



### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	190,462 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	430 千円
支給実績（令和2年度決算）	169,530 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	354 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

### (6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,000円 一般職6,000円 ・子 9,000円 ・その他親族 管理者3,000円 一般職6,000円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 4,000円	異なる	扶養親族を有する職員に支給 【支給金額】 ・配偶者 管理職3,500円 一般職6,500円 ・子 10,000円 ・その他親族 管理者3,500円 一般職6,500円 ※満16歳年度始めから満22歳未満の子がいる場合の加算 5,000円	千円 32,108	円 175,453
住居手当	世帯主等自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員（一般職員に限る） 支給額 15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 借家・借間 支給限度額 27,000円	千円 12,981	円 180,291
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として6箇月定期額を支給し、1箇月当たりの支給限度額55,000円 (2) 交通用具利用者 使用距離に応じた定額を支給 2,600円～37,200円	異なる	支給額が異なる 【国】 (1) 交通機関等利用者 6箇月定期額を支給し、 1箇月当たりの支給限度額 55,000円 (2) 交通用具利用者 2,000円～31,600円	千円 35,914	円 92,087
管理職手当	職務の級が6級及び5級である職員に支給 【支給額】 部長（相当職含む）100,400円 課長（相当職含む）73,300円	異なる	支給対象者、支給額 【国】 46,300円～130,300円	千円 56,797	円 916,080

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	807,500 円 (950,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 455,000円	
	副 市 長	757,950円 (815,000円)	885,000円 / 547,600円	
報 酬	議 長	575,000円 ( ) 円	737,000円 / 366,000円	
	副 議 長	515,000円 ( ) 円	653,000円 / 294,000円	
	議 員	490,000円 ( ) 円	591,000円 / 266,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和3年度支給割合) 4.30 月分 ※加算措置有 (20%)		
	議 長 副 議 員	(令和3年度支給割合) 3.95 月分 ※加算措置有 (20%)		
退 職 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額 × 在職期間 × 350/100 給料月額 × 在職期間 × 300/100 給料月額 × 在職期間 × 250/100	(1期の手当額) 13,300,000 9,780,000 5,625,000	(支給時期) 任期ごと 任期ごと 任期ごと

(注) 1 市長・副市長・教育長については、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例に基づき、令和6年12月24日までの間は市長にあつては給料の15%を、副市長にあつては給料の7%を、教育長にあつては、給料の4%を減額する。

なお、給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※教育長の退職手当は1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

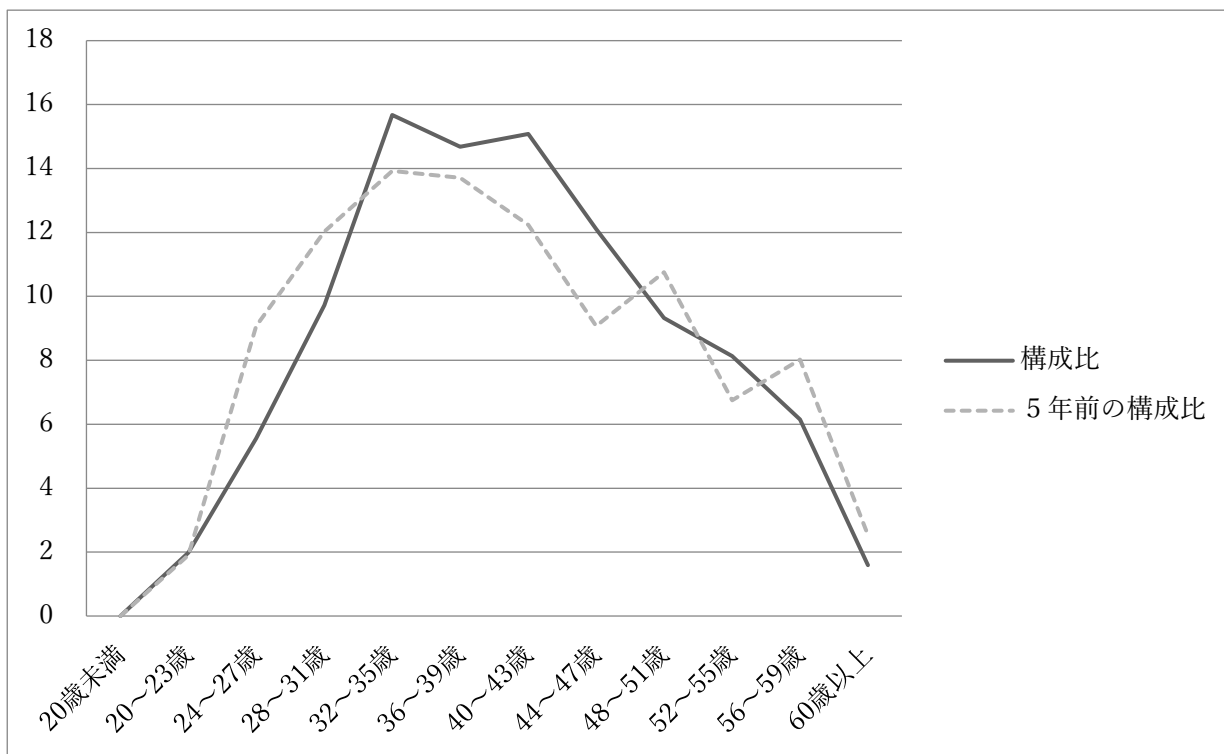
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
			令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議務・企画	7	7	0	過員解消（市長室） SDGs推進・子ども基本条例対応による増 欠員補充（給与厚生係、記録係） 過員措置（育休対応） 過員措置（病休対応）	
		税務	34	38	+4		新型コロナウイルスワクチン対応兼務による増（収納課） 欠員補充 過員措置（育休対応）
		民生	164	158	▲6		欠員不補充（福祉総務課） 矢川保育園民営化による減 過員解消（福祉総務課、しょうがいしゃ支援課等） 過員措置（育休対応） 子ども家庭部参事配置による増
		衛生	32	36	+4		欠員不補充 過員措置（病休対応） 欠員補充（保健センター、子育て支援課） 過員措置（育休対応）
		労働農林水産	1	1	0		各種支援給付等の臨時的業務終了による減  欠員不補充（花と緑と水の係） 工事担当課長廃止 法令等の制定改正業務による増 欠員補充（建築営繕課）
		商工	4	4	0		
		土木	5	4	▲1		
		計	397	407	+10	<参考> 人口1万当たり職員数 53.33人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 51.26人)	
		教育部門	51	52	+1	過員措置（育休対応） 新学校給食センター準備室設置等による増	
		消防部門					
	小計	448	459	+11	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.14人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.94人)		
公営企業等部門	下水道その他	9	9	0	欠員補充（地域包括支援センター） 過員措置（育休対応）		
	小計	33	36	+3			
	合計	490	504	+14	<参考> 人口1万当たり職員数 66.04人		
		[550]	[550]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	28人	49人	79人	74人	76人	61人	47人	41人	31人	8人	504人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
一般行政	386	391	385	387	397	407	21(5.4%)
教育	50	54	52	52	51	52	2(4.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	436	445	437	439	448	459	23(5.2%)
公営企業等会計計	38	39	40	41	42	45	7(18.4%)
総合計	474	484	477	480	490	504	30(6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数